第二百十七号議案

東京都公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和八年十二月一日

提出者　東京都知事　小　池　百　合　子

東京都公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

東京都公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和二十八年東京都条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「初任給調整手当」の下に「（第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。）」を加える。

第三条の三の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（初任給調整手当）」を付し、同条中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第三条の四　新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員が受ける給料の額及び第四条の二の規定に基づき支給される地域手当の額の合計額を基礎として管理者が定めるところにより算定した額が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して管理者が定める額を下回るものには、採用の日から管理者が定める日までの間、第二種初任給調整手当を支給する。

２　前項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第二種初任給調整手当を支給される職員との均衡上必要があると認められるものとして管理者が定めるものには、管理者の定めるところにより、同項の規定に準じて、第二種初任給調整手当を支給する。

附　則

この条例は、令和九年四月一日から施行する。

（提案理由）

東京都人事委員会勧告等を踏まえ、公営企業職員の初任給調整手当に関する規定を改める必要がある。